

Newsletter

租税条約をめぐる最近の動向
中国税制アップデート

Contents

▶ 租税条約をめぐる最近の動向

1. 日本-オーストラリア租税条約
2. 日本-パキスタン租税条約
3. 日本-フィリピン租税条約
4. 日本-ブルネイ・ダルサラーム国租税条約
5. クウェート国との租税条約の基本合意

▶ 中国税制アップデート

流通税制度の改正

本号においては、昨今新たに発効された租税条約や基本合意に至っている租税条約の動向についてお知らせ致します。

日本-オーストラリア租税条約は発効後およそ40年が経過し、また、日本-パキスタン租税条約は発効後およそ50年経過した後に全面的な改正が行われ、新条約が発効されています。また、日本とブルネイ・ダルサラーム国の間には、これまで租税条約は存在していなかったため、新たな租税条約となります。

さらに、中国において2009年1月1日付で流通三税目（増値税、営業税、消費税）の暫行条例及びそれらに係る実施細則が施行されていることから、本号においては、これらの改正についての概要や日本の企業が留意すべきポイントについてお知らせ致します。

租税条約をめぐる最近の動向

1. 日本－オーストラリア租税条約

2008年12月3日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約」(以下、「新日豪条約」)が発効し、源泉所得税については2009年1月1日から適用されることとなりました。新日豪条約は、配当、利子及び使用料などについて源泉地国課税の源泉地国課税の限度税率を引き下げるとともに、特典制限条項など租税回避防止のための規定を設けています。

(1) 投資所得に対する源泉地国における課税

① 配当(第10条)

配当に対する源泉地国の限度税率は、下記のとおり、軽減又は免除されることとなりました。

	旧条約	新日豪条約
親子会社間配当	15%	免税 (議決権割合80%以上であり、かつ、その他所定の要件を満たすもの)
		5% (議決権割合 10%以上)
一般の配当		10%

旧条約では、配当に対する源泉地国における限度税率は、15%とされていました。

新日豪条約においては、配当の源泉地国における限度税率は、親子会社間配当については下記(イ)の要件を満たす場合は5%、(ロ)の要件を満たす場合は免税とされ、親子会社間配当以外の配当については、10%とされることとなりました。

(イ)配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接に所有する法人が配当の受益者である場合

(ロ)配当を支払う法人の議決権のある株式の80%以上を、配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする12ヶ月継続保有している場合で、(i)特定の制限に規定する上場法人に該当する法人、(ii)5以下の上場法人で(i)に該当する法人によりその株式の議決権等の50%以上を直接又は間接に所有されている法人、(iii)その他の一定の法人が受益者である場合

また、我が国における課税所得の計算上、受益者に対して支払配当を控除することができる(特定目的会社や投資法人等の)内国法人によって支払われる配当でオーストラリアの居住者が受益者であるものについては、上記にかかわらず、配当を支払う特定目的会社や投資法人等の構成する資産の50%以上が日本の不動産から構成されている場合には限度税率は15%、その他の場合には10%とされることとなりました。

② 利子(第11条)

旧条約	新日豪条約
10%	10% (政府、金融機関等が受け取る利子は免税)

利子に対する源泉地国における限度税率は、旧条約と同様に原則10%と定める一方、新日豪条約では、利子の受益者が相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体、政府機能を遂行するその他機関又は日本銀行若しくはオーストラリア準備銀行、又はその他の一定の金融機関の場合には、免税とされることとなりました。

③使用料(第12条)

旧条約	新日豪条約
10%	5%

旧条約では使用料に対する源泉地国における限度税率は、10%とされていましたが、新日豪条約では5%に軽減されました。また、使用料の対象から、「産業上、商業上又は学術上の設備」の使用料が除かれました。

(2) 租税回避防止のための規定

旧条約では、受益者が相手国の居住者であれば、条約の特典(租税の減免等)を定める各条項の要件を満たすことにより、租税条約の特典を受けることができました。新日豪条約では、投資所得等に対する源泉地国免税の範囲を拡大したことから、条約特典の濫用を防止するため、次のような措置が設けられました。

①特典の制限(第23条)

事業所得、配当、利子及び譲渡収益(以下、「特典条項対象所得」)に関して、条約の免税の特典の適用を受けるためには、当該特典条項対象所得の受益者は相手国の居住者で下記(イ)から(ハ)のいずれかに該当し、かつ、特典条項対象所得に関して別条に規定する各要件を満たさなければならないこととされました。

(イ) 適格者基準

特典条項対象所得の受益者が条約の相手国の居住者である、個人、適格政府機関、一定の年金基金、一定の公開法人又は一定の非公開法人等の「適格者」に該当すること

(ロ) 能動的事業基準

(イ)の「適格者」に該当しない相手国の居住者であっても、その相手国内で事業を行っており、特典条項対象所得がその事業に関連し又は付随して取得されるものであり、かつ、特典条項対象所得に関連して条約上の別条に規定する各要件を満たすこと

(ハ) 権限のある当局による認定

(イ)及び(ロ)の基準を満たさない場合であっても、源泉地国の権限のある当局より、条約の特典を不正に享受することを主要な目的としてその相手国の居住者となったものでないと認定を受けることとする

②所定の取引形態又は取引目的に基づく特典の不適用(第10条、第11条、第12条)

新日豪条約では、配当、利子又は使用料の投資所得に関して、取引形態や取引目的に照らして条約の特典の濫用と認められる場合には、条約の特典を受けることができないことが明記されました。

③匿名組合に対する課税の取扱い(第20条)

匿名組合契約から生ずる所得について、旧条約では規定が設けられていませんでしたが、匿名組合を利用した租税回避を防止するため、新日豪条約では源泉地国の国内法に従って課税することとされました。

(3) その他

①両国間で取扱いが異なる事業体に関する規定の整備(第4条5)

一方の締約国の法人等の事業体が、所得の源泉地国である他方の締約国から所得を取得する場合において、その他方の締約国ではその事業体を納税義務者として取り扱う一方で、その事業体の居住地国においてはその事業体の構成員を納税義務者として取り扱うといったことが起こる可能性があります。このような場合には、源泉地国である他方の締約国においてその事業体が納税義務者として課税されるにもかかわらず、その事業体の居住地国においては、その事業体は納税義務者とされないことから、その事業体は、租税条約上の居住者に該当せず条約の特典を受けられないこととなります。

新日豪条約においては、上記のような両国で異なる課税上の取扱いを受ける事業体を通じて取得する所得について、その所得を取得する事業体の居住地国における課税上の取扱いに基づいて、条約の適用関係に関する規定が整備されました。

②関連企業(第9条)

移転価格課税について、その更正処分期間が課税年度終了時から7年以内に調査を開始した場合に限定されることとなりました。

③譲渡収益(第13条)

旧条約においては、譲渡収益に関する規定が置かれていませんでしたが、譲渡収益に対する課税上の取扱いを明確にするため、新日豪条約においては、我が国の他の条約例やモデル租税条約などに沿って、譲渡収益に関する規定が整備されました。

源泉地国課税が認められる譲渡収益について、(i)不動産、(ii)不動産化体株式等、(iii)事業譲渡類似株式、(iv)恒久的施設の事業用資産を構成する財産、(v)国際運輸に運用される船舶又は航空機等の譲渡によって取得する収益が規定され、その他の譲渡収益に対しては居住地国においてのみ課税が認められることが規定されました。

(4) 適用開始時期

新日豪条約の適用開始時期は、以下の通りです。

- ①源泉徴収される租税に関しては、2009年1月1日以後に租税を課される額
- ②源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2009年1月1日以後に開始する各課税年度の所得
- ③その他の租税に関しては、2009年1月1日以後に開始する各課税年度の租税

2. 日本－パキスタン租税条約

2008年11月9日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約」(以下、「新日パ条約」)が発効し、源泉所得税については、2009年1月1日から適用開始されることとなりました。

新日パ条約は、旧日パ条約の規定を全面的に改正し、配当、利子及び使用料に対する限度税率が明確化されたほか、旧日パ条約に規定がなかった財産の譲渡収益に関する規定が新たに設けられ、両国における課税関係が明確化されています。また、我が国の租税条約中、唯一総合主義を採用していた事業利得の課税方式について、帰属主義に変更されました。さらに、みなし外国税額控除については即時に廃止することで合意に至りました。

(1) 投資所得に対する源泉地国における課税(第10条、第11条、第12条)

配当、利子、使用料に対する源泉地国の限度税率は、下記のとおり、軽減又は免除されることとなりました。

所得区分		旧日パ条約		新日パ条約	
配当	親子間配当	議決権株式の1/3 以上を保有	15%	議決権株式の50% 以上を保有(注)	5%
				議決権株式の25% 以上を保有(注)	7.5%
	一般配当	20% (国内法による)		10%	
利子	利子	30% (国内法により15%又は20%)		10%	
	免税となる利子	▶ 国債、地方債等 ▶ 政府、政府が所有する金融機関等 が受け取る貸付金の利子		政府機関等が受け取る利子又は政府機 関等によって保証された債権等の利子	
使用料		免税 (国内に恒久的施設を有しない者が 受け取るものに限る)		10%	

(注)いずれも、配当の支払を受ける者が特定される日を末日とする6ヶ月間の期間の保有を要件とします。

(2) 源泉地国での課税関係の明確化

① 事業利得(第7条)

事業利得に対する課税方式がいわゆる総合主義から帰属主義に改められました。

旧日パ条約においては、我が国の租税条約の中で唯一総合主義が採られており、一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有している場合には、当該他方の締約国は当該企業の所得のうち当該他方の締約国で生じた所得全体に課税することが認められていました。新日パ条約においては、当該企業の利得のうち恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、他方の締約国は課税することができる帰属主義に変更され、一般的な租税条約と同様のものとなりました。

② 技術上の役務に対する料金(第13条)

新日パ条約では、新たに技術上の役務に対する料金に関する規定が設けられ、源泉地国において限度税率10%による課税を行うこととなりました。

(3) その他

① 譲渡収益(第14条)

旧日パ条約においては、譲渡収益に関する規定が置かれていませんでしたが、譲渡収益に対する課税上の取り扱いを明確にするため、我が国の他の条約例やモデル租税条約などに沿って、譲渡収益に関する規定が整備されました。

源泉地国課税が認められる譲渡収益について、(i)不動産、(ii)不動産化体株式等、(iii)事業譲渡類似株式、(iv)恒久的施設の事業用資産を構成する財産(v)国際運輸に運用される船舶又は航空機等の譲渡によって取得する収益が規定され、その他の譲渡収益に対しては居住地国においてのみ課税が認められることが規定されました。

②みなし外国税額控除(旧日パ条約第14条3)の廃止

今回の改正によりみなし外国税額控除の規定が即時に廃止されることになりました。

(4) 適用開始時期

新日パ条約の適用開始時期は、以下の通りです。

- ①源泉徴収される租税に関しては、2009年1月1日以後に租税を課される額
- ②源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、2009年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

3. 日本－フィリピン租税条約

2008年12月5日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書」(以下、「改正議定書」)が発効し、源泉所得税については2009年1月1日から適用されることとなりました。この改正議定書は、配当、利子、使用料の支払いに対する源泉地国課税を軽減するとともに、みなし外国税額控除を将来的に廃止する内容となっています。

(1) 投資所得に対する源泉地国における課税(改正議定書 第3条、第4条、第5条)

配当、利子、使用料に対する源泉地国の限度税率は、下記のとおり、軽減されることとなりました。

所得区分		旧条約		改正議定書	
配当	親子間配当	持株割合 25%以上で一定の要件を満たすもの	10%	持株割合 10%以上で一定の要件を満たすもの	10%
	一般の配当	25%		15%	
利子	特定の政府機関等	免税		免税	
	公社債等	10%		10%	
	その他	15%			
使用料	映画フィルム、ラジオ又はテレビ放送のフィルム又はテープに係る使用料	15%		15%(変更なし)	
	その他の使用料	25%		10%	

(注) 利子の所得区分欄に、特定の政府機関等を追加修正しております。(2009.03.19)

(2) みなし外国税額控除(改正議定書第6条、第9条(3))

みなし外国税額控除については、10年間の適用期限を設けて将来的に廃止する一方、その間におけるみなし外国税額控除の適用範囲を一般の配当、一般の利子、一般の使用料に拡大することになりました。なお、平成21年度税制改正において、外国子会社配当益金不算入制度が導入される予定であるため、配当についてのみなし外国税額控除の適用については留意が必要です。

(3) 適用開始時期

改正議定書の適用開始時期は、以下の通りです。

- ①源泉徴収される租税に関しては、2009年1月1日以後に租税を課される額
- ②源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2009年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

4. 日本－ブルネイ・ダルサラーム国租税条約

ブルネイ・ダルサラーム国との租税条約について、日本国政府はブルネイ・ダルサラーム国政府との間で2007年11月に正式交渉を開始し、2008年6月に基本合意に至りました。そして、2009年1月20日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」の署名が行われました。これまで我が国とブルネイ・ダルサラーム国との間には租税条約は存在していなかったため、この条約は、新たに締結される条約となります。

(1) 投資所得に対する源泉地国での課税(第10条、第11条、第12条)

配当、利子、使用料に対する源泉地国の限度税率は、以下の所得区分に応じて、限度税率を上限として、所得課税が行われることとされています。

所得区分		限度税率
配当	親子間配当(持株割合10%以上)(注)	5%
	その他の場合	10%
利子	特定の政府機関等	免税
	その他	10%
使用料		10%

(注) 配当の支払を受ける者が特定される日を末日とする6ヶ月間の期間の保有を要件とします。

(2) 企業の進出先での課税関係の明確化(第5条、第7条)

日本が締結する他の条約に規定されている事業所得の課税の原則が導入されます。すなわち、日本企業がブルネイ・ダルサラーム国に進出して、支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行った場合には、その恒久的施設の行う事業活動によって取得する所得に限定して、ブルネイ・ダルサラーム国において課税が行われることとされます。

(3) 租税に関する課税当局間の協議(第24条)

進出先・投資先国で条約に適合しない課税を受けた場合には、自国の課税当局に対して、これを解決するための両国の課税当局間の協議(相互協議)を行なうことを要請することができます。

(4) 租税に関する課税当局間の情報の交換(第25条)

両国の課税の適正化のため、両国の課税当局間において、租税に関する様々な情報を直接交換することができます。

(5) 適用開始時期

本条約は、両国においてそれぞれの国内手続きを経た後に、その国内手続きの完了を通知する外交上の公文の交換の日の翌日から30日目の日に効力を生じ、その効力が生ずる年の翌年から適用されることとなります。従って、2009年12月31日以前に発効する場合には、我が国においては、本条約は次のものに適用されることとなります。

① 源泉徴収される租税に関しては、2010年1月1日以後に租税を課される額

② 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2010年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

5. クウェート国との租税条約の基本合意

クウェート国との租税条約について、日本国政府はクウェート国政府との間で2006年11月から締結交渉を行なっていましたが、2009年1月13日に基本合意に至ったことが財務省から発表されました。当該租税条約は、両国政府内における必要な手続きを経た上で署名が行なわれ、条約案の内容が確定し、その後、両国における承認手続きを経た上で発効することとなります。財務省の発表による基本合意された条約案の主な内容は以下のとおりです。

(1) 企業の進出先国での課税関係の明確化

日本企業がクウェート国に進出し、恒久的施設(支店等)を設けて事業活動を行った場合には、その恒久的施設の行なう事業活動によって取得する所得に限定して、クウェート国において課税が行われることになります。

(2) 投資先国での投資所得(配当、利子、使用料)に対する課税の軽減

投資先国においては、投資所得については、以下の所得区分に応じて、限度税率を上限として、所得課税が行なわれることになります。

所得区分		限度税率
配当	親子会社間(持株 10%以上)	5%
	その他	10%
利子		10% (＊)
使用料		10%

(＊) 政府、中央銀行、一定の政府関係機関等が受け取る利子については免税となります。

(3) 租税に関する課税当局間の協議

進出先・投資先国で条約に適合しない課税を受けた場合には、自国の課税当局に対して、これを解決するための両国の課税当局間の協議(相互協議)を行なうことを要請することができることになります。

(4) 租税に関する課税当局間の情報の交換

両国の課税の適正化のため、両国の課税当局間において、租税に関する様々な情報を直接交換することができるようになります。

(注) 上記記事は、以下の財務省の資料を参照して作成しています。

- ▶ オーストラリアとの新しい租税条約が発効します(2008.11.4)
- ▶ パキスタンとの新しい租税条約が発効します(2008.10.10)
- ▶ 日比租税条約(改正議定書)が発効します(2008.11.5)
- ▶ ブルネイ・ダルサラーム国との租税条約が署名されました(2009.1.20)
- ▶ クウェート国との租税条約が基本合意に至りました(2009.1.13)

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/kokusaiz.htm>

中国税制アップデート

流通税制度の改正

中国政府は、流通三税目にあたる増値税、営業税、消費税を改正し、2009年1月1日付でこの流通三税目の暫行条例、及びそれらに係る実施細則を施行しました。

本ニュースレターでは、当地に進出している日本企業の経営活動への影響という観点から、中国での流通税制度の概要をまとめ、重要な改正点について解説することとします。

1. 流通税制度の概要

中国では現在、物品販売や役務提供等の取引に対して、増値税、営業税、消費税という三種類の税が課されています。増値税、営業税、消費税は、下記のように主な課税の対象がそれぞれ異なり、流通税と総称されています。

流通税の種類	主な課税の対象
増値税	物品の販売、加工、修理、輸入
営業税	役務の提供、無形固定資産の販売
消費税	特定の物品(タバコ、アルコール類、装飾品等)の消費

流通税制度が導入されたのは1993年のことです。同年末に「増値税暫行条例」及び「同実施細則」、「営業税暫行条例」及び「同実施細則」、「消費税暫行条例」及び「同実施細則」がそれぞれ制定され、三税を並立させる流通税の体系が整備されました。

そして、昨年2008年末に流通税制度に関する改革として、各暫行条例及び同実施細則の改正が行われました。改正後の暫行条例及び同実施細則は、2009年1月1日より施行されています。

これまでの流通税制度が抱える問題点の一つとしては、増値税と営業税が併用されていたため、特定の業種に過大な税負担を強いる結果になってしまっていたという点が挙げられます。たとえば、建設業や運送業等では、売上時と仕入時とで課税される流通税の種類が異なるために、仕入税額を売上税額から控除できず、仕入税額を全て負担しなければならない場合があります。

2008年の税制改革の本来の目的は、増値税と営業税を調和させ、税負担の公平化を図ることにあったと考えられます。しかし、改正後の規定を見る限りでは、全面的な改革が行われたとはいうよりは、部分的な修正にとどまっているものと考えられます。ただし、その部分的な修正の中でも、増値税法における固定資産の購入に係る仕入税額の取扱いの変更や営業税法における課税範囲の変更等、といった重要な改正がいくつか含まれている点は見逃せません。

2. 流通税制度の改正点

2009年1月1日から施行されている増値税、営業税、消費税暫行条例の主な改正点は、以下のとおりとなります。

(1) 増値税

増値税の主な改正点として、固定資産の購入に係る仕入税額が売上税額から控除できるようになったことが挙げられます。通常、納税者は、売上時に受け取った増値税額から仕入時に支払った増値税額を控除した金額を納税することにな

りますが、購入した固定資産については、従来は、仕入税額を控除額に含めることは認められていませんでした。改正後は、税負担が軽減されることにより、企業の設備投資が活発化することが予想されます。

ただし、外国投資企業（外国から投資を受けている中国にとっての外資企業）は、設備の輸入については免税を、中国国産設備の購入については税額還付をそれぞれ受けることが従前から可能であったため、当該優遇税制を享受していた企業にとっては、直接の恩恵は少ないと考えられます。一方で、従来は免税とされていた来料加工等で使用する設備の輸入が、免税項目から除外されたため、中国国内企業に加工等を委託している企業にとっては、生産コストの増大をまねく可能性もあります。

また、納税者が物品販売と役務提供を兼業する場合には、売上高の区分計算が求められます。この区分計算ができない場合には、税務当局が売上高を物品販売部分と役務提供部分に配分することが定められました。

小規模納税者については、仕入税額の控除は認められず、納税額は簡便法により算定されることとなりました。簡便法で適用される税率は、以前は商業企業については4%、その他の企業については6%でしたが、これが3%に統一されました。その他、申告期限の延長、小規模納税者の判定基準の変更、課税基準額の変更等の改正が行われています。

(2) 営業税

営業税の重要な改正点は、課税対象となる役務提供の判定基準が、役務提供地から納税主体（企業又は個人）の所在地へと変更されたことです。従来は、中国国内で発生する役務提供が課税対象となっていました。改正後は、役務の提供者又は受領者が中国国内にすることが新たな課税の条件となりました。ただし、以前は、中国国外で発生した役務提供についても、海外送金に必要な免税証明書の入手が困難であったことから、多くの企業が営業税の納付を余儀なくされていた実情があります。従って、今回の改正は、制度上は重要な変更ですが、実務上は従前の慣行が明文化されたことを意味し、実際の影響は小さいものと考えられます。

当改正に合わせて、営業税の納税地も、役務の発生地から納税者の機構所在地又は居住地へと変更されています。その他、申告期限の延長、転貸業務における差額課税規定の削除等が行われています。

(3) 消費税

消費税の主な改正点としては、課税額の計算方法に、従来の従価定率法、従量定額法に加えて、両者を複合した方法（以下、「複合法」といいます。）が追加されました。従来は従価定率法の対象品目であった紙巻タバコ及び蒸留酒が、新たに複合法の対象となりました。その他、申告期限の延長、個人による委託加工の受託の特例の追加等が行われています。

今回の中国における流通税制度改正において、日本企業に与える影響が最も大きい改正は、固定資産に関わる増値税に関する改正であると考えられます。一方で固定資産の購入に係る仕入税額の控除を認め、他方で来料加工等のための設備の輸入についての免税を取り消すという二つの改正は、実質的に来料加工以外の生産形態を優遇するものといえます。製造業を営む企業は、今後、中国でどのような生産形態を採用するかについて、留意が必要となります。

CONTACT

▶ 租税条約をめぐる最近の動向

田村 順
パートナー

+81-3-3506-2084
jun.tamura@jp.ey.com

▶ 中国税制アップデート

デイビット・ファン
ディレクター

+81-3-3506-2244 (日本語対応可)
david.huang@jp.ey.com

中国デスク紹介

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人の東京の事務所内の中国デスクでは、現地事情に精通した専門家が、現地事務所と緊密に連携して、中国税務コンサルティング業務を中心に、日本企業の中国進出を広くサポートしています。

アーnst・アンド・ヤングについて

アーnst・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーnst・アンド・ヤング」とは、アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド (EYG) のメンバーファームを指します。EYG は、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーnst・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人について

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントのベストパートナーとして、質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、税務コンサルティングの分野をはじめ、M&Aコンサルティング、コンプライアンスや移転価格など、税務のスペシャリスト集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。

©2009 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーnst アンド ヤング税理士法人を含むアーnst・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。